

埼玉県マスコット
「コバトン」「さいたまっち」



(案)

第 3 次埼玉県第二種特定鳥獣管理計画(イノシシ)

(令和 4 年度～令和 8 年度)

目 次

1	計画策定の目的及び背景	-----	1
2	管理すべき鳥獣の種類	-----	2
3	計画の期間	-----	2
4	第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域	-----	2
5	現状の把握	-----	3
6	第二種特定鳥獣の管理の目標	-----	2 5
7	第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項	-----	2 6
8	被害防除対策に関する事項	-----	2 9
9	第二種特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項	---	2 9
10	その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項	-----	2 9

1 計画策定の目的及び背景

本県におけるニホンイノシシ（以下「イノシシ」という。）の生息域は、江戸時代までは平野部まで広く生息していたと推定されているが、明治時代以降の乱獲と森林の減少により大幅に生息域を狭め、近年までは奥秩父山地、上武山地及び外秩父山地とその外縁部に限られていた。

しかしながら、最近では生息域が拡大傾向にあり、現在では**北部地域、比企地域及び西部地域でも生息**が確認されるようになっている。

また、生息域の拡大にともない、農業被害の発生する地域の拡大はもとより、従来から生息が確認されていた地域での農業被害も深刻化している。

こうした状況のもとで、イノシシによる農業被害を軽減し、人とイノシシの共存を図っていくためには、イノシシの生息状況や農業被害の発生状況を的確に把握し、専門家や関係者の幅広い協力を得ながら被害防除対策、個体数の調整、生息環境の整備等の対策を総合的に講ずることにより、計画的な保護管理を実施していく必要がある。

そのため、県では、平成 18 年度から特定鳥獣保護管理計画を策定し、関係部局や市町村、猟友会等と連携し様々な対策を実施してきた。狩猟や有害鳥獣捕獲による捕獲や各種被害防除対策の推進により、農業被害を一定程度は抑制できたものの、依然として大きな問題であることに変わりはない。

こうした中、平成 26 年 5 月の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正により、著しい被害を及ぼす鳥獣の管理（生息数の減少及び生息域の縮小）の強化等を目的とする計画体系の見直しが行われたため、第 3 次特定計画（平成 24 年 3 月に策定）に代わる新たな計画として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下、「法」という。）第 7 条の 2 の規定に基づき**第二種特定鳥獣管理計画を策定した**（計画期間：平成 27 年 5 月 29 日～平成 29 年 3 月 31 日）。

計画の期間終了に伴い、**第 2 次第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）を策定した**（計画期間：平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日）。

今回、**第 2 次第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）の期間終了に伴い、第 3 次計画を策定することにより、引き続き、個体数管理、被害防除対策等を総合的に講じていく。**

表－1 特定計画の経緯

	第二種特定鳥獣管理計画(イノシシ)		第2次第二種特定鳥獣管理計画(イノシシ)	
	計画内容	実施結果	計画内容	実施結果
計画期間	平成27年5月29日～平成29年3月31日		平成29年4月1日～平成34年3月31日	
管理の目標	・自然環境とバランスのとれた形で、イノシシの個体数管理を図りながら、被害が増加する以前の安定した水準にまで農業被害を抑えること及び、これ以上の分布拡大の防止を図ることとする。	・捕獲頭数は計画期間前の平成26年度に1,077頭だったが、計画最終年の平成28年度には1,913頭まで増加した。 ・許可捕獲については、平成26年度には728頭だったが、平成28年度には1,446頭と大幅に増加した。	・自然環境とのバランスがとれた形でイノシシの個体数管理を目指し、被害が増加する以前の安定した水準にまで農業被害を抑えること及び、これ以上の分布拡大の防止を図ることとする。	・捕獲頭数は計画期間前の平成28年度に1,913頭だったが、令和元年度には2,355頭まで増加し、令和2年度には704頭と大幅に減少した。 ・許可捕獲については、平成28年度には1,446頭だったが、令和元年度には1,980頭と大幅に増加し、令和2年度には570頭と大幅に減少した。
数の調整に関する事項	・生息密度の高い地域や増加傾向の地域での捕獲を優先的に実施する。また、特に農作物被害を及ぼす個体の低減を図るため、農地周辺における捕獲を促進する。 ・イノシシの捕獲頭数は依然として高いレベルにあり、捕獲区域も拡大傾向にあることから、狩猟とともに農業被害の発生状況に応じて有害鳥獣捕獲を実施することにより、生息頭数及び生息区域拡大の抑制を図る。	・農業被害については、農業被害面積が平成26年度の20.0haから平成28年度には21.3haとやや増加し、被害金額についても3,339万円から4,440万円に増加した。	・生息密度の高い地域や増加傾向の地域での捕獲を優先的に実施する。また、特に農業被害を及ぼす個体の低減を図るため、農地周辺における捕獲を促進する。 ・イノシシの捕獲頭数は依然として高いレベルにあり、捕獲区域も拡大傾向にあることから、狩猟とともに農業被害の発生状況に応じて有害鳥獣捕獲を実施することにより、生息頭数及び生息区域拡大の抑制を図る。	・農業被害については、農業被害面積が平成28年度の21.3haから令和2年度には8.1haと減少し、被害金額についても4,440万円から1,689万円に減少した。

2 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ (*Sus scrofa*)

3 計画の期間

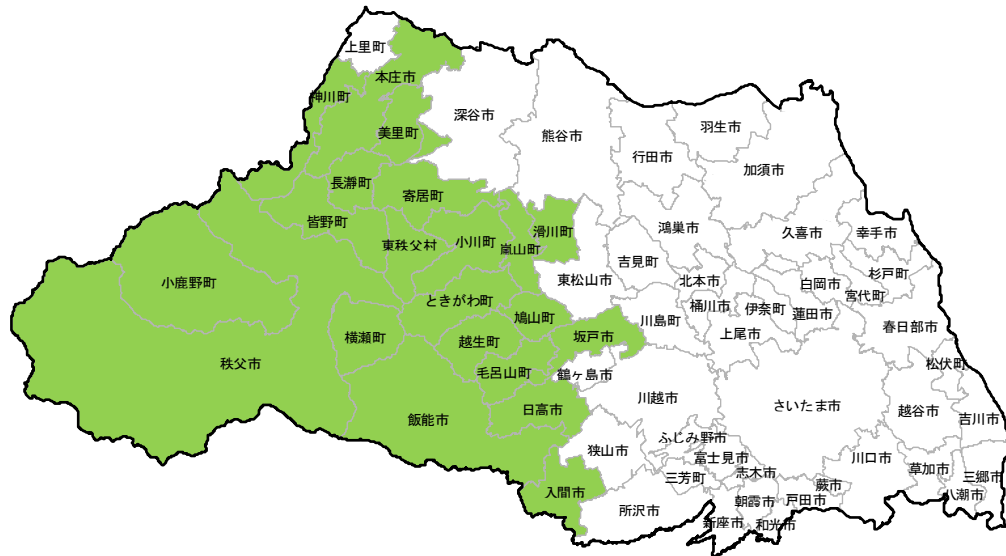
令和4年4月1日から令和9年3月31日

ただし、計画の期間内であっても、生息状況又は社会状況等に大きな変動があった場合は、必要に応じて計画を見直すものとする。

4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域 (21市町村)

秩父市、飯能市、本庄市、入間市、坂戸市(県道川越・越生線以西のみ)、日高市、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、寄居町(図－1)

今回、坂戸市、滑川町及び鳩山町の1市2町を追加する。



図一 1 特定計画対象区域
 (坂戸市は県道川越・越生線以西のみ)

5 現状の把握

(1) 生息動向及び捕獲状況

ア 生息環境

日本のイノシシは、令和2年度に環境省が実施した調査によると、これまでイノシシの分布の空白地帯とされていた積雪地域や島嶼部でも生息が確認されている。平成26年度調査から令和2年度調査にかけてイノシシの分布域は約1.1倍に拡大し、東北地方や北陸地方等でも生息が確認されている。

また、森林との関係も深く、生息域は森林率40%以上の地域に集中し、生息区画の約80%が森林率70%以上の地域であったことが報告されている。樹林タイプとしては、スギ、ヒノキ、アカマツなどの針葉樹林は好まれず、食物となる堅果をつける落葉広葉樹林が選好されるとの報告がある。

埼玉県は太平洋側に位置し、積雪が少なく、降雪地域は一部の山岳地域に限られるため、積雪による分布制限は秩父地域のごく一部に限られていると考えられる。

イ 生息範囲

本県のイノシシの分布域は江戸時代までは県東部の平野部にまで広がっていたと推定されているが、明治期以降、生息適地の減少、狩猟圧

の増加により大幅に生息域が狭められ、奥秩父山地、上武山地及び外秩父山地とその外縁部に限られていた。

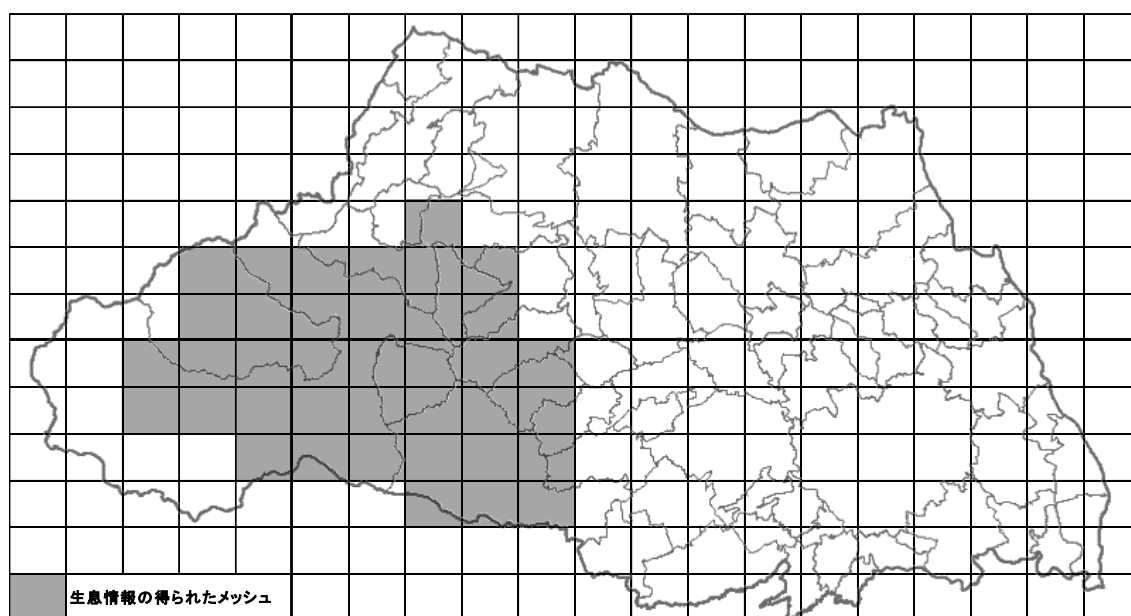
しかし、平成に入ると生息域の拡大傾向が目立つようになり、現在では北部地域、比企地域及び西部地域にも生息域が広がっている。

なお、これらの地域では、エサを求め探索するイノシシが住宅街や市街地周辺に出没している事例が見受けられる。

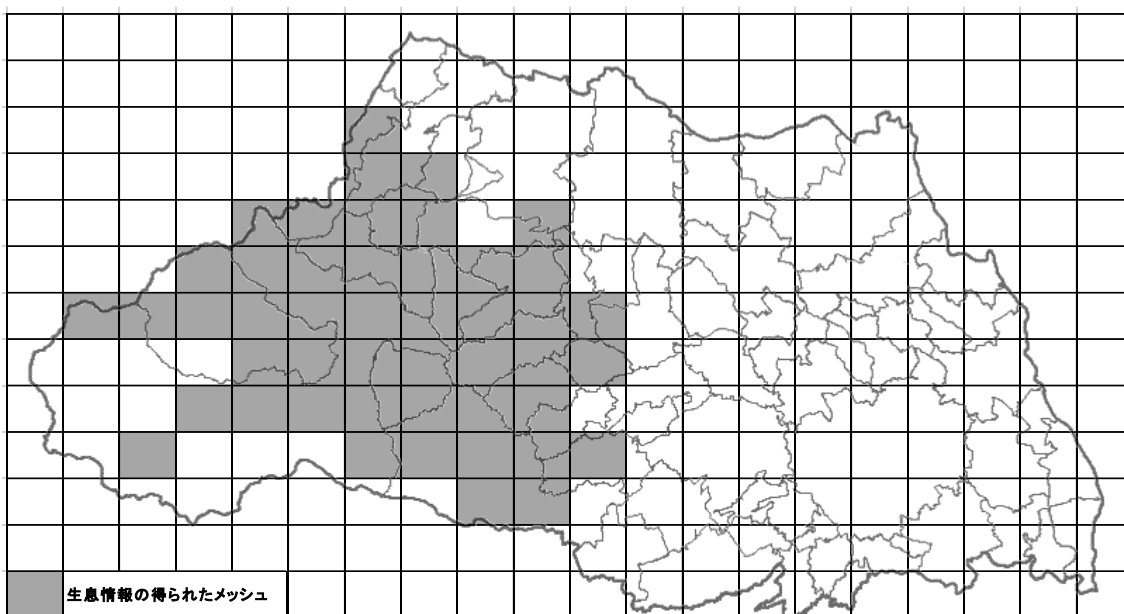
昭和 51 年度に取りまとめられたアンケート調査ではイノシシの生息情報の得られた区域（図－2）は秩父地域と外秩父山地に接する地域の 38 メッシュ^{※1}であった。令和 2 年度に県が実施した生息状況調査により令和元年度の生息域と推定された区域（図－3）は 47 メッシュと大きく増加している。特に昭和 51 年度に確認されていた生息域の北部及び東部への拡大が目立っている。

他方、平成 27 年度に生息情報の得られた 62 メッシュからは減少している。これは西部の山岳地域及び北部で縮小したためである。

※1 標準地域メッシュシステム（昭 48. 7. 12 行政管理庁告示第 143 号「統計に用いる標準地域メッシュ及び標準地域メッシュコード」）の第 2 次地域区画を 4 等分したもので、縦横約 5×5km の区画。各 1/2.5 万地形図の図郭割の縦横 4 等分の範囲に該当。



図－2 イノシシ生息情報が得られた区域（昭和 51 年度 38 メッシュ）



図－3 イノシシ生息情報が得られた区域（令和元年度 47 メッシュ）

ウ 生息密度

令和2年度から、県は特定計画の対象区域において、狩猟捕獲数や有害捕獲数、目撃効率等のデータを用いて、ベイズ法（階層ベイズモデル）による生息密度や個体数の推定を開始している。

メッシュ別の生息密度の推定結果を図－4、図－5に示す。生息密度については、平成27年度では分布域の北側で生息密度が高い傾向が見られたが、令和元年度では分布域の東側で生息密度が高い傾向が見られた。

また、平成27年度から令和元年度にかけてのメッシュ別の推定生息密度の変化率（図－6）をみると、分布域の東側の地域で生息密度が増加しているメッシュが見られる一方、その他の地域では生息密度に変化がない、もしくは減少しているメッシュが多く見られた。このことは、イノシシの分布が東側へ拡大している可能性を示している。

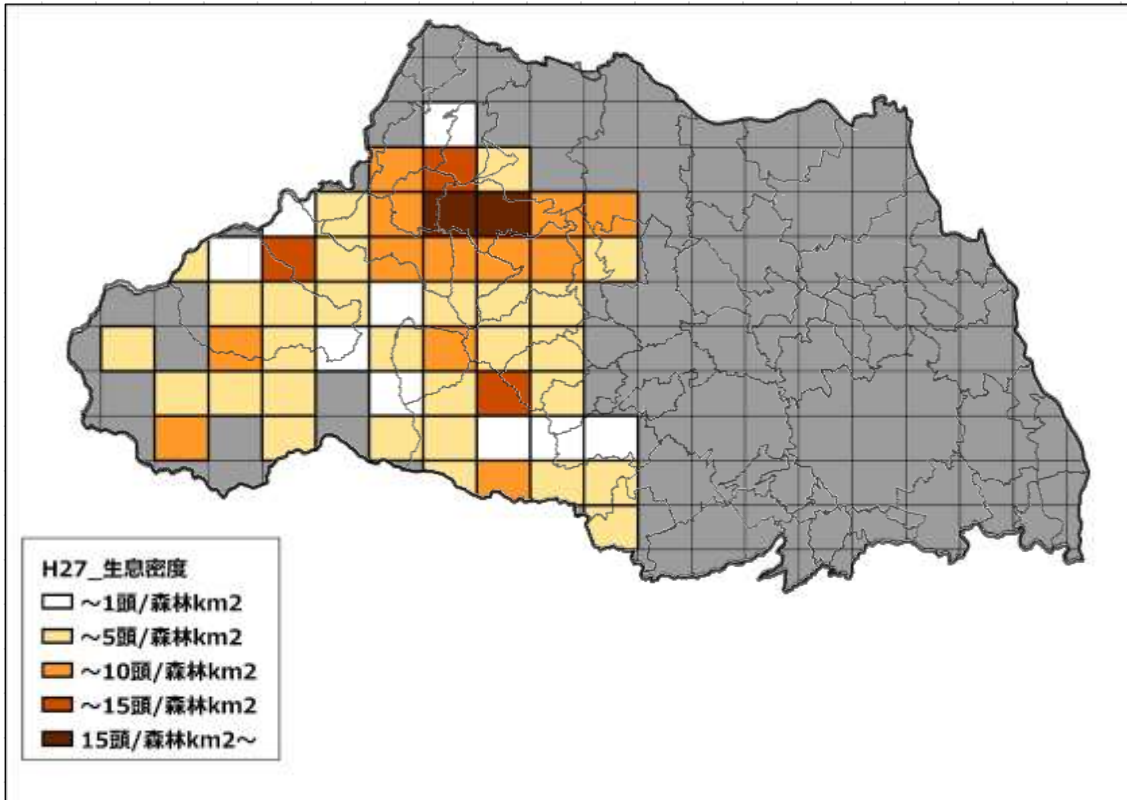


図-4 メッシュ別の推定生息密度（平成27年度 54メッシュ）
 ※グレーのメッシュは情報がないことを示す。

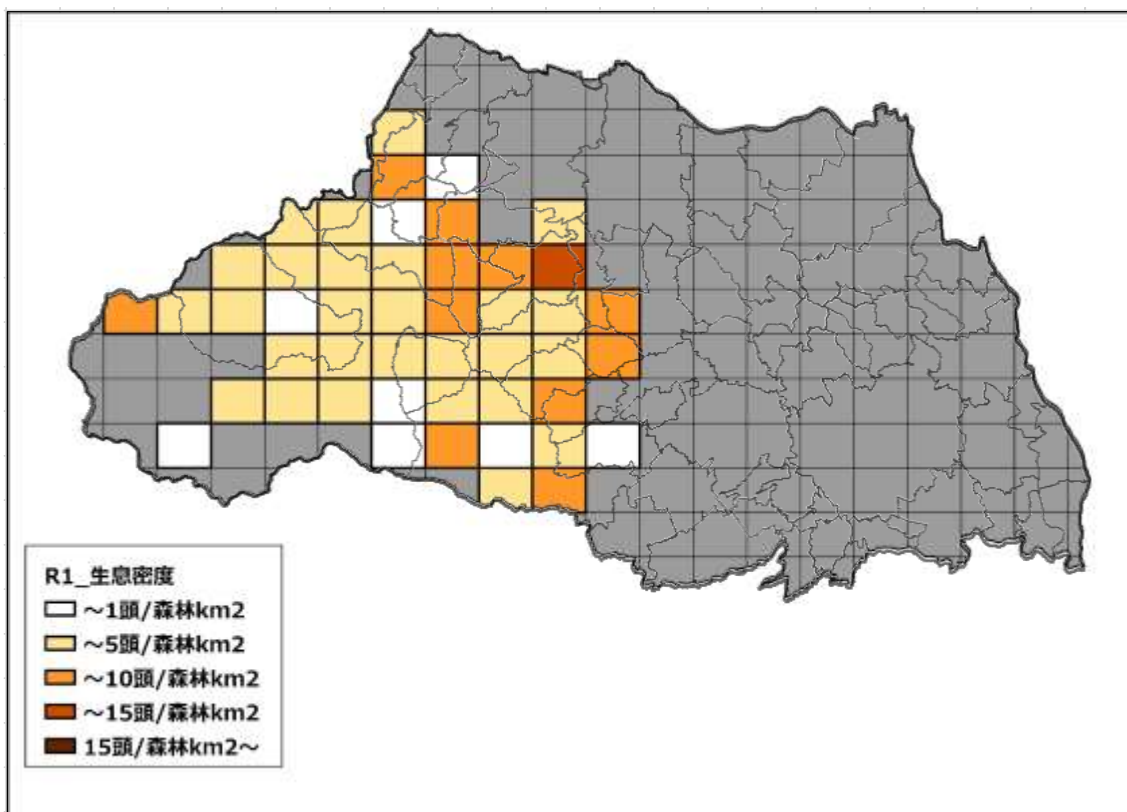
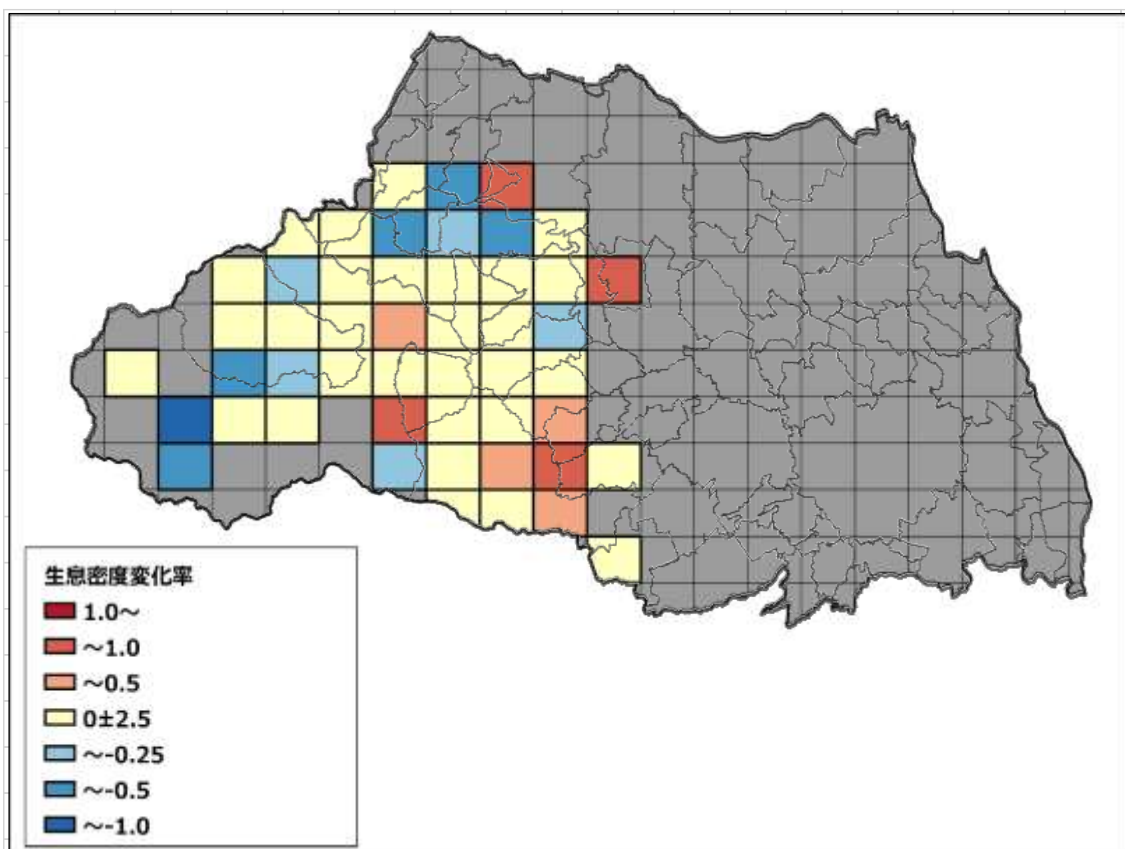


図-5 メッシュ別の推定生息密度（令和元年度 47メッシュ）
 ※グレーのメッシュは情報がないことを示す。



図ー6 メッシュ別の推定生息密度の変化率（平成 27 年度～令和元年度）
 ※グレーのメッシュは情報がないことを示す。

エ 推定生息個体数

令和 2 年度に県が実施したイノシシの生息状況調査において、階層ベイズモデルを用いて個体数推定を行った（表ー 2）。

令和元年度の推定生息個体数の中央値は 2,802 頭（90%信用区間：1,325 頭～13,200 頭）と推定された。この推定生息個体数は推定幅が比較的広く、つまり精度が低くなっているが、これは推定に用いた捕獲数、捕獲効率及び目撃効率等の密度指標の蓄積や精度の不足が一因となっていると考えられる。加えて、1 回の出産で複数頭を出産するイノシシは年間の個体数増加率の年変動も大きいため、個体数推定の精度が低くなる傾向にある。

また、ベイズ法（階層ベイズモデル）による推定では、毎年度推定を実施する度に過年度の推定結果についても遡って修正される。

したがって、今回得られた推定生息個体数はあくまで参考値とし、今後もデータ収集及び個体数推定を継続することで、より正確な現状把握を行い、イノシシの管理計画を適宜見直していくこととする。

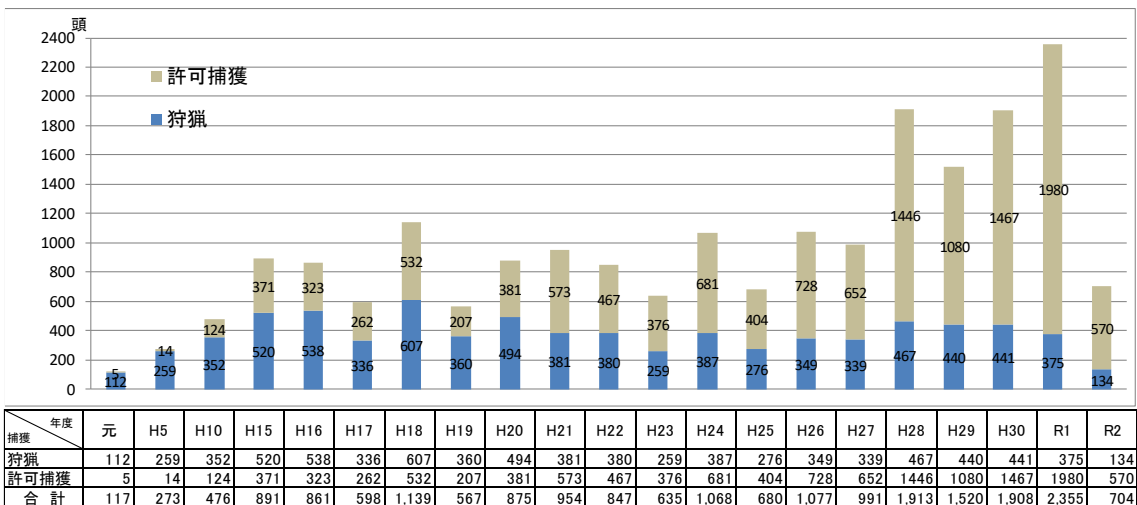
表－２ 階層ベイズモデルによる個体数推定結果

推定変数	5%	25%	中央値	75%	95%	増加率
個体数H21	1,557	2,051	2,574	3,312	5,786	—
個体数H22	1,617	2,143	2,709	3,520	6,579	1.052
個体数H23	1,879	2,463	3,076	3,974	7,549	1.135
個体数H24	2,172	2,976	3,800	4,984	9,654	1.235
個体数H25	2,567	3,453	4,342	5,632	11,176	1.143
個体数H26	2,798	3,753	4,693	6,140	12,952	1.081
個体数H27	2,724	3,563	4,553	6,102	13,411	0.970
個体数H28	2,530	3,396	4,428	5,950	13,440	0.973
個体数H29	2,421	3,180	4,080	5,580	13,601	0.921
個体数H30	2,259	3,028	3,921	5,306	13,197	0.961
個体数R1	1,325	2,003	2,802	4,170	13,200	0.715

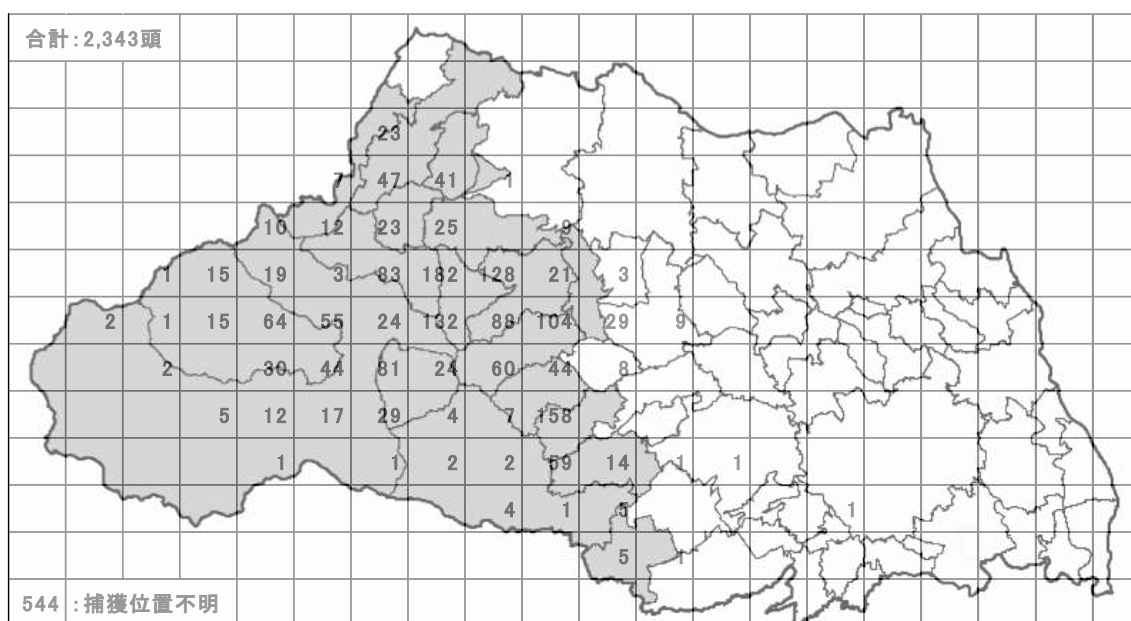
増加率は中央値の前年度比を計算した。

オ 捕獲状況

県内のイノシシの狩猟による捕獲数（図－７）は昭和末までは100頭程度で推移してきたが、平成になってから徐々に増加傾向を示し、平成10年度には476頭に上った。その後、許可捕獲（主に有害鳥獣捕獲）が恒常的に行われるようになり、平成18年度には狩猟との合計で1,139頭となった。その後、狩猟による捕獲頭数は横ばい傾向であるものの、許可捕獲は増加傾向であり、平成28年度以降合計1,500頭～2,300頭程度で推移している。令和元年度には2,355頭まで増加したが、令和2年度には704頭と大幅に減少した。



図－７ イノシシ捕獲頭数の推移



図－9 地域別捕獲頭数（令和元年度、57メッシュ）

平成26年度から令和元年度までの目撃効率及び捕獲効率（表－3）だが、目撃効率は平成28年度にやや高かったものの、他の年度はほぼ横ばいとなっており、捕獲効率（銃猟）は0.02から0.05の間で、捕獲効率（わな猟）は0.001から0.002の間で推移している。

なお、目撃効率及び捕獲効率については狩猟者に対する出猟カレンダー調査により把握しているが、回収率が低いため、実態と乖離しているおそれがある。狩猟者に対するより詳細なデータの提供や出猟カレンダー調査の必要性についての説明などにより、協力を求めていく必要がある。

表－3 年度別の目撃効率及び捕獲効率（出猟カレンダー調査結果）

	H26	H27	H28	H29	H30	R1
目撃効率(SPUE)(銃猟)	0.07	0.09	0.13	0.10	0.11	0.08
捕獲効率(CPUE)(銃猟)	0.05	0.03	0.04	0.02	0.03	0.02
捕獲効率(CPUE)(わな猟)	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001

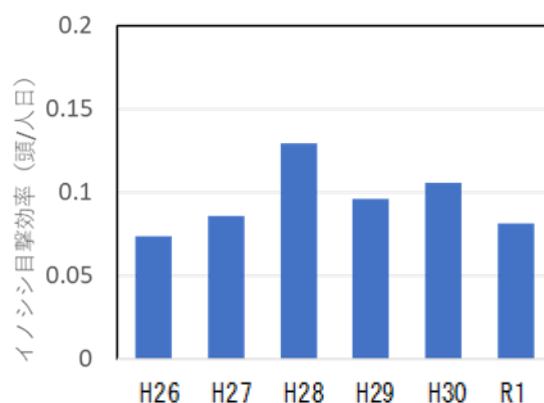
表－４ 年度別の狩猟者登録数、出猟カレンダー提出人数及び回収率

年度	銃猟			わな猟		
	狩猟者登録数	カレンダー提出人数	回収率	狩猟者登録数	カレンダー提出人数	回収率
H26	1,459	510	35.0%	320	152	47.5%
H27	1,469	645	43.9%	359	172	47.9%
H28	1,479	666	45.0%	395	192	48.6%
H29	1,465	693	47.3%	412	229	55.6%
H30	1,428	596	41.7%	451	218	48.3%
R1	1,378	747	54.2%	450	264	58.7%

銃猟の狩猟者登録数は第1種銃猟の登録者数とした。

表－５ 年度別ののべ出猟日数、休日出猟日数、休日出猟率
(狩猟者に対する出猟カレンダー調査結果)

年度	のべ出猟日数(日)	休日祝日出猟日数(日)	休日出猟率
H26	4577	3707	81.0%
H27	5161	3798	73.6%
H28	5124	3422	66.8%
H29	5358	3701	69.1%
H30	4349	3118	71.7%
R1	4980	3629	72.9%



図－10 年度別の目撃効率 (銃猟)

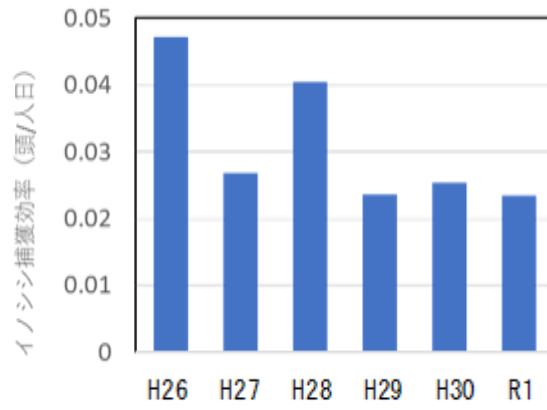


図-11 年度別の捕獲効率（銃猟）

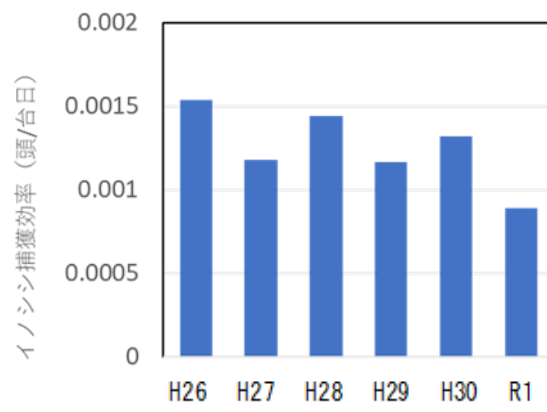


図-12 年度別の捕獲効率（わな猟）

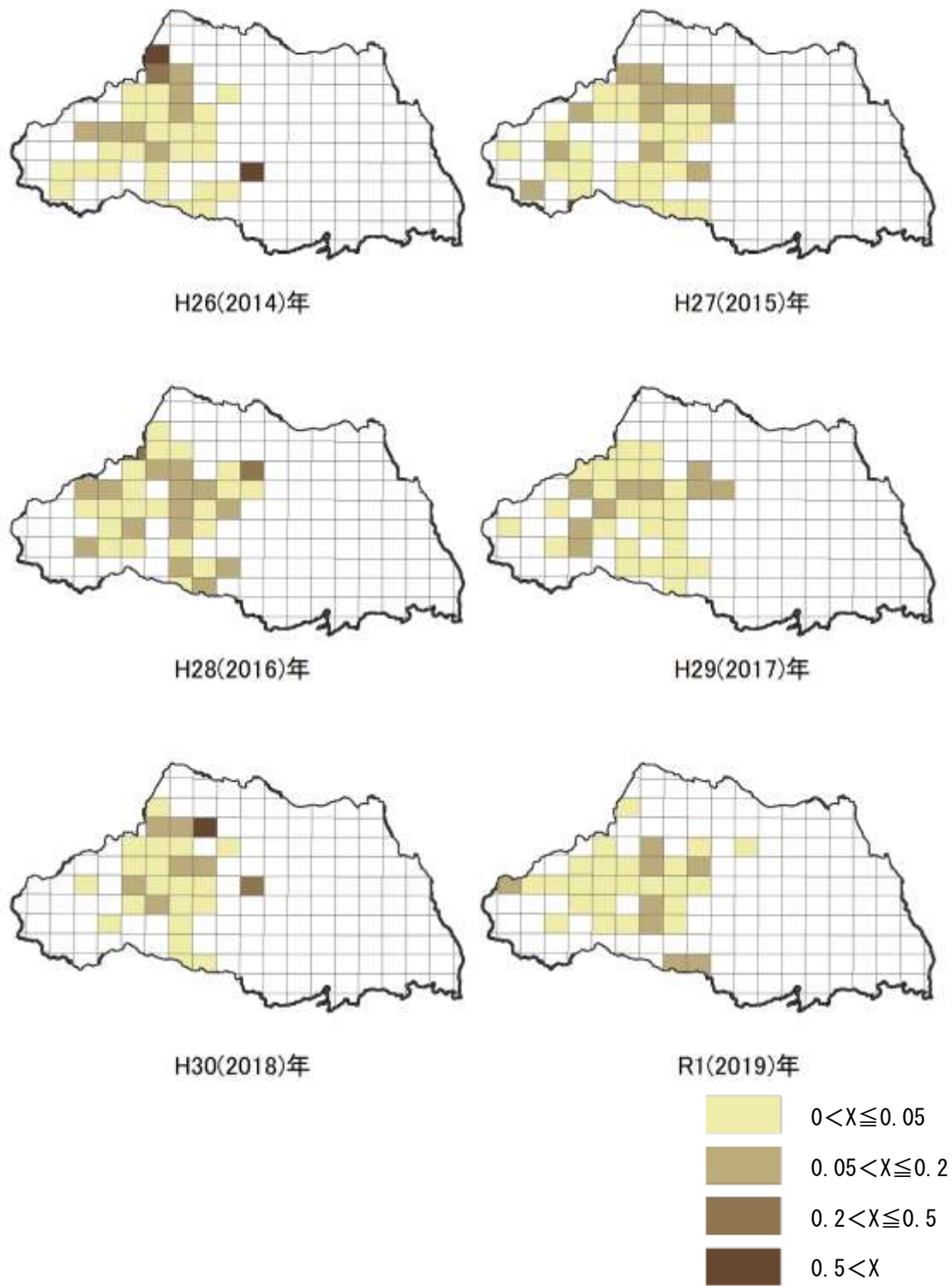


図-13 メッシュごとの捕獲効率 (CPUE) (銃)
(平成 26 年度～令和元年度)

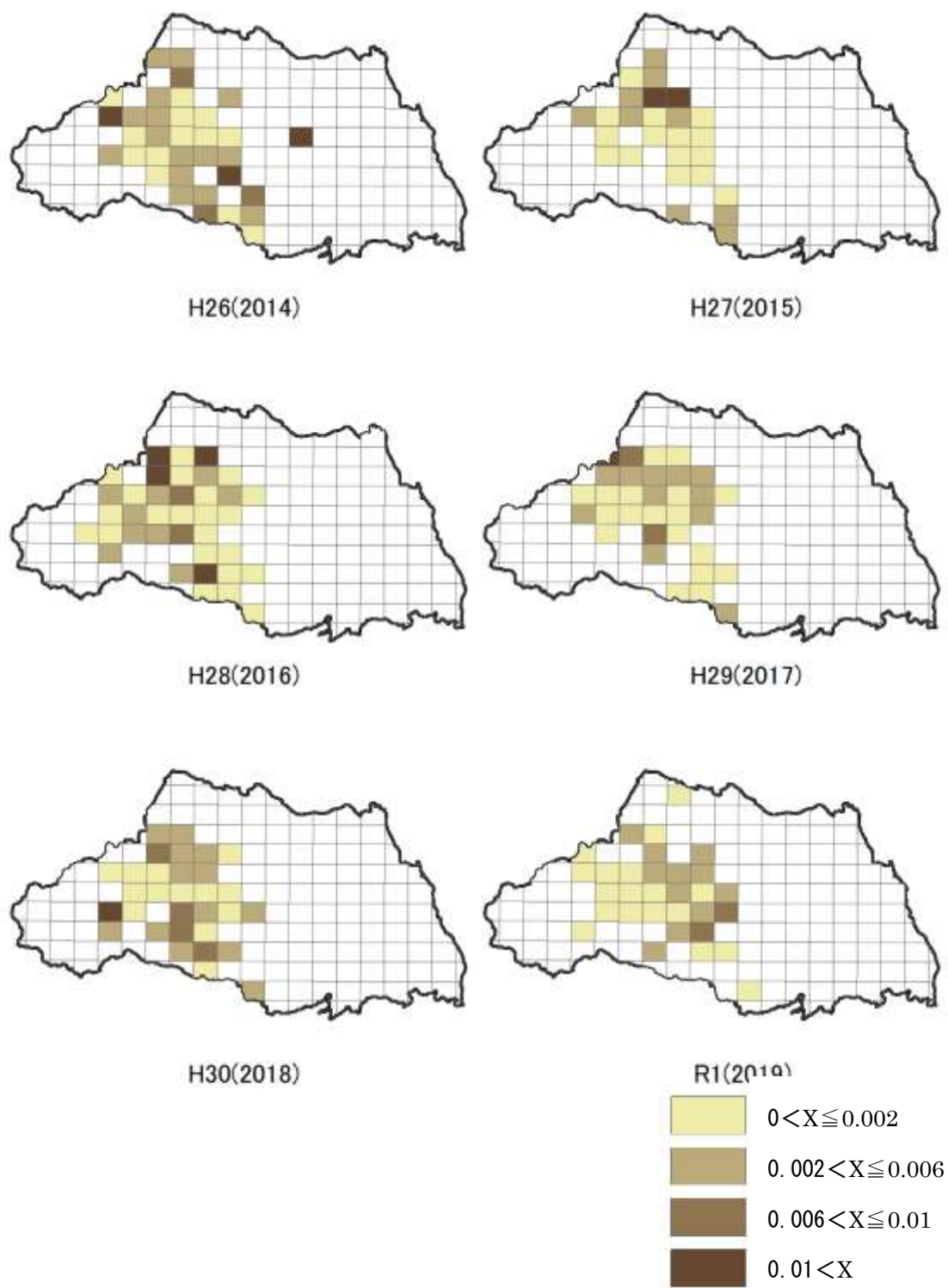


図-14 メッシュごとの捕獲効率 (CPUE) (わな)
(平成 26 年度～令和元年度)

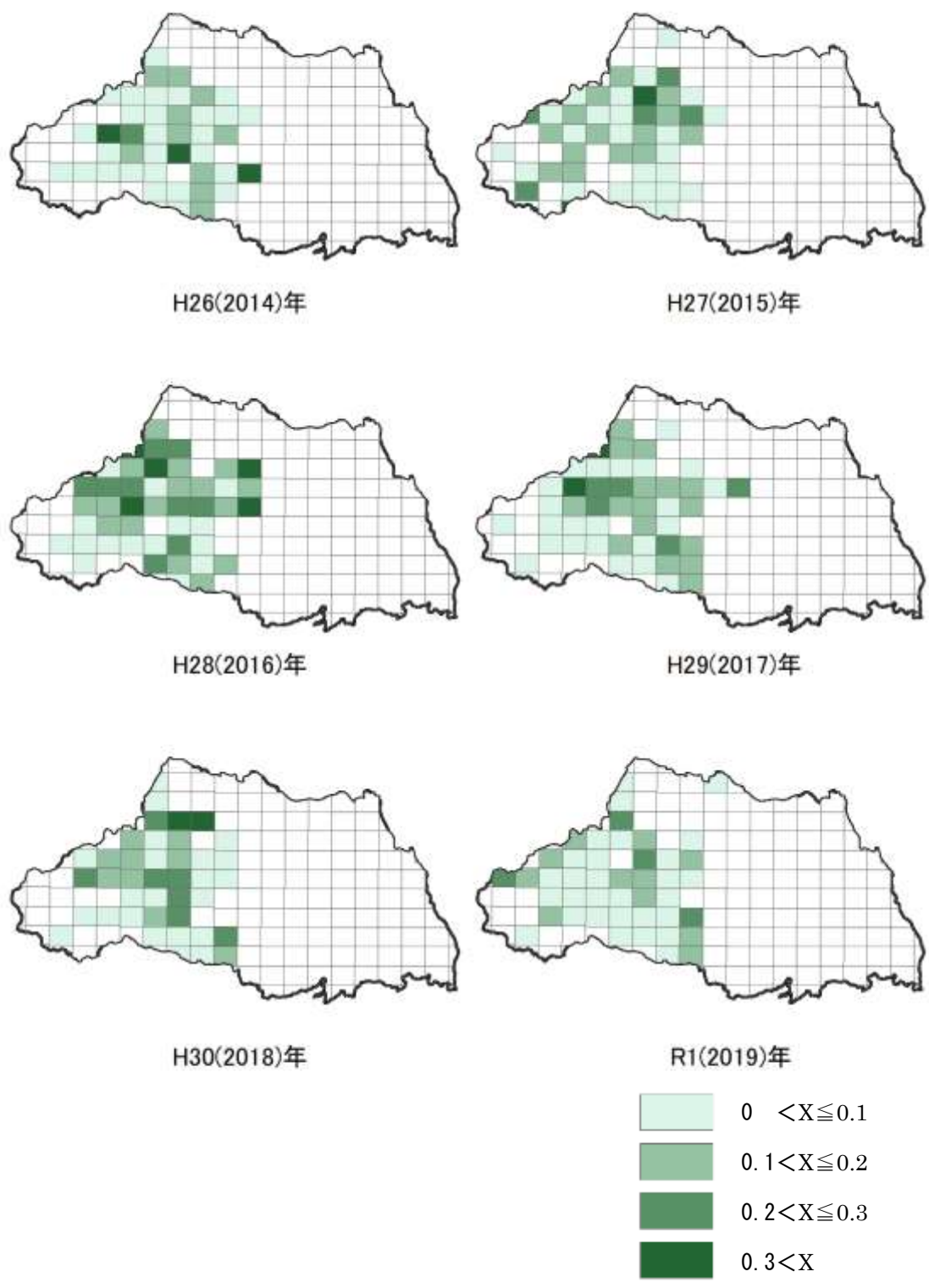


図-15 メッシュごとの目撃効率 (SPUE) (銃)
(平成 26 年度～令和元年度)

カ 狩猟者の状況

狩猟者は昭和50年頃から減少傾向にあり、令和2年度の狩猟者登録件数は2,000件で、平成元年度の7,072件と比べると、約28%にまで減少している（図-16、表-6）。また、狩猟免許の新規取得者も平成24年度以降毎年増加傾向にあり、40代以下の比較的若い世代の免許所持者の割合も増加傾向にあるものの、狩猟免許件数に占める60歳以上の割合は約55%と依然高い。免許所持者に対する狩猟者登録数は、令和2年度は約39%であり、平成元年度の約63%から、大きく低下しており、実際に活動する狩猟者は、狩猟免許件数に先行して低下している。今後、狩猟者の育成・確保のための更なる取組が必要である。

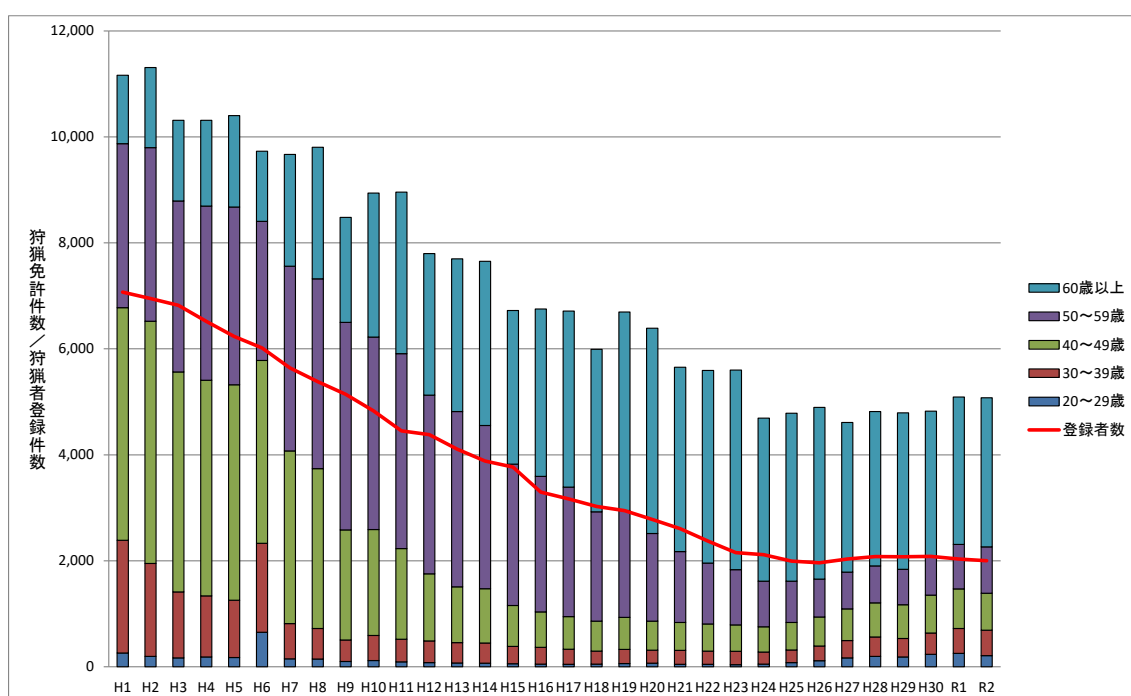


図-16 年齢別狩猟免許件数と狩猟者登録件数の推移

表-6 年齢別狩猟免許件数と狩猟者登録件数の推移

年度	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
免許所持者																
18～19歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～29歳	259	196	166	184	174	650	150	144	97	115	91	78	70	68	55	49
30～39歳	2,126	1,752	1,246	1,153	1,082	1,681	663	578	406	475	429	410	384	380	327	316
40～49歳	4,393	4,573	4,151	4,069	4,066	3,451	3,262	3,018	2,080	1,998	1,710	1,266	1,054	1,024	772	670
50～59歳	3,095	3,279	3,229	3,288	3,356	2,624	3,486	3,582	3,918	3,635	3,679	3,374	3,308	3,082	2,671	2,557
60歳以上	1,291	1,512	1,523	1,622	1,725	1,324	2,109	2,484	1,981	2,717	3,050	2,672	2,884	3,097	2,900	3,161
合計	11,164	11,312	10,315	10,316	10,403	9,730	9,670	9,806	8,482	8,940	8,959	7,800	7,700	7,651	6,725	6,753
登録者数	7,072	6,949	6,822	6,521	6,236	6,019	5,642	5,381	5,142	4,828	4,452	4,382	4,107	3,884	3,769	3,297

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
免許所持者																
18～19歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	6	3	3	1
20～29歳	45	48	60	65	46	45	38	50	79	113	168	196	183	233	251	210
30～39歳	285	247	267	246	261	248	252	227	237	276	326	365	349	403	469	478
40～49歳	614	565	605	549	527	515	500	475	518	549	596	643	636	715	747	698
50～59歳	2,445	2,064	2,017	1,653	1,340	1,147	1,041	864	780	714	697	699	669	742	841	877
60歳以上	3,326	3,068	3,745	3,875	3,479	3,637	3,768	3,075	3,170	3,242	2,825	2,915	2,954	2,731	2,783	2,812
合計	6,715	5,992	6,694	6,388	5,653	5,592	5,599	4,691	4,784	4,894	4,612	4,818	4,791	4,824	5,091	5,075
登録者数	3,166	3,027	2,946	2,780	2,607	2,369	2,154	2,116	1,994	1,962	2,033	2,079	2,075	2,081	2,031	2,000

狩猟者の減少や高齢化が進んでいる中でも、近年イノシシの捕獲が強化されており、推定生息個体数は減少傾向にある。

しかし、入間地域や児玉地域、比企地域など計画対象地域の東側での捕獲頭数が増加していることから、これらの地域での生息密度が高まり、生息区域がさらに拡大するおそれがあると考えられる。

また、農業被害が常態化していることから、有害鳥獣捕獲が恒常的に実施されるようになっており、捕獲頭数に占める有害鳥獣捕獲による割合は約8割となっている。有害鳥獣捕獲の多くは行政が委託料や報酬を支出しており、今後捕獲のための行政コストが増加又は高止まりする可能性がある。

キ 捕獲個体分析

平成28年度から令和2年度に有害鳥獣捕獲で捕獲された個体のうち5,807頭について、捕獲場所や捕獲方法、性別、体長、体重等について記録している（表-7）。

その結果によると、捕獲個体の性比はオス1に対してメス0.91となっており、ややオスが多い傾向にある。

また、捕獲方法については銃が9.0%前後で推移しており、わなによる捕獲が大部分を占めている。本県においては特にくくりわなが主流となっており、はこわなによる捕獲頭数はわな猟全体の10.4%にとどまっている。

表－7 有害鳥獣捕獲個体の性比及び捕獲方法

イノシシ	H28		H29		H30		R1		R2		合計	
	頭	%	頭	%	頭	%	頭	%	頭	%	頭	%
合計	1287		974		1290		1796		460		5,807	
オス	656	51.0%	479	49.2%	712	55.2%	963	53.6%	225	48.9%	3,035	52.3%
メス	631	49.0%	495	50.8%	578	44.8%	833	46.4%	235	51.1%	2,772	47.7%
銃	141	11.0%	83	8.5%	106	8.2%	157	8.7%	39	8.5%	526	9.1%
オス	67	47.5%	33	39.8%	57	53.8%	82	52.2%	14	35.9%	253	48.1%
メス	74	52.5%	50	60.2%	49	46.2%	75	47.8%	25	64.1%	273	51.9%
わな等	1146	89.0%	891	91.5%	1184	91.8%	1639	91.3%	421	91.5%	5,281	90.9%
オス	589	51.4%	446	50.1%	655	55.3%	881	53.8%	211	50.1%	2,782	52.7%
メス	557	48.6%	445	49.9%	529	44.7%	758	46.2%	210	49.9%	2,499	47.3%
わな等の内訳												
くくりわな等	966	84.3%	724	81.3%	1030	87.0%	1628	99.3%	384	91.2%	4,732	89.6%
はこわな	180	15.7%	167	18.7%	154	13.0%	11	0.7%	37	8.8%	549	10.4%

(2) 被害及び被害防除状況

ア 被害発生状況、発生地域

イノシシによる農業被害面積（図－17）は平成18年度の79.7haをピークとして平成20年度には10.9haまで減少したものの、平成21年度には23.2haまで増加し、その後は横ばい傾向が続いたものの、令和2年度は8.1haまで減少している。

また、農業被害金額（図－18）は平成15年度の1億380万円をピークとして平成16年度には927万円まで減少したものの、その後は再び増加に転じ、近年は3,000～5,000万円程度での推移が続いている。

令和元年度の被害発生市町村（図－19）は、平成27年度と比べると若干の減少はあるものの、依然として広い地域で被害が認められている。

また、農業被害面積及び農業被害金額には含まれないが、家庭菜園への被害なども発生している。

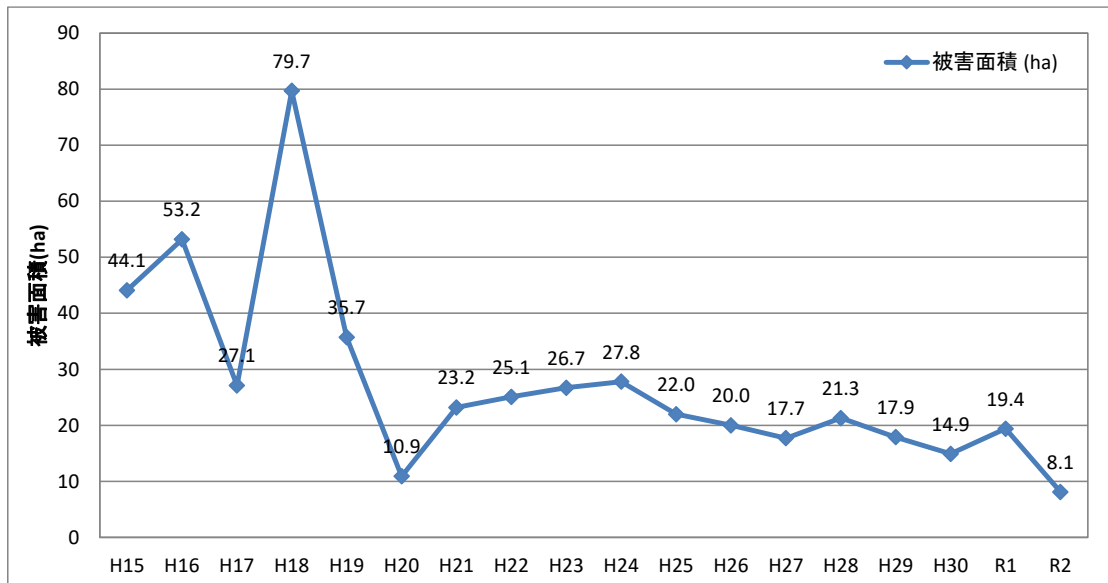


図-17 農業被害面積の推移 (県農林部資料)

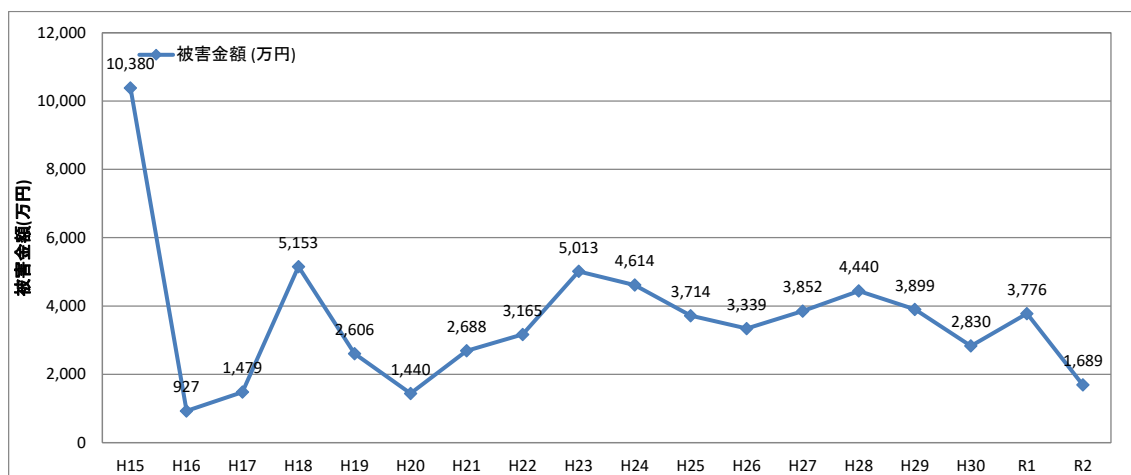


図-18 農業被害金額の推移

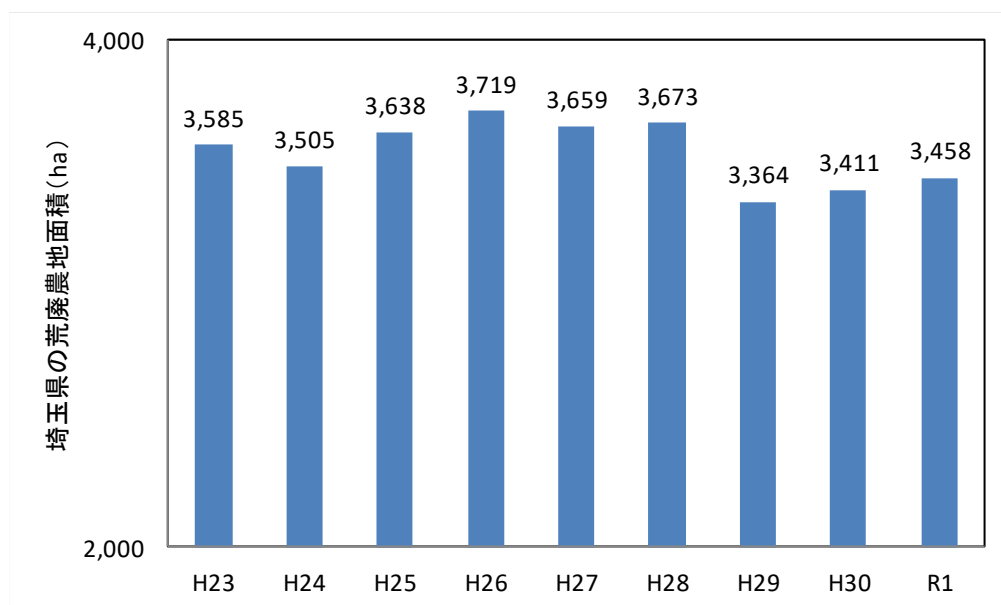
(平成 15~18 年度は農林水産省資料、平成 19 年度以降は県農林部資料)



図-19 農業被害発生市町村（令和元年度）

イノシシ被害については、中山間地域の耕作放棄地に隣接する農地での被害が多いことが指摘されているが、耕作放棄地はイノシシを農地に侵入させやすくするほか、生息場所ともなるといわれている。

また、イノシシ被害が農業者の耕作意欲を減退させ、耕作放棄地の要因となっていることも指摘されている。農林水産省の資料によれば、県内には耕作の放棄により荒廃した「荒廃農地」が3,000ha以上存在している（図-20）。



(農林水産省HP)

※「荒廃農地」とは、「現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地」のこと。

図-20 荒廃農地面積の推移

イ 被害防除状況

被害防除対策としては、従来から利用されてきたネット柵、電気柵に加えワイヤーメッシュ柵が広がってきている。

柵による防除は適切な設置と管理がなされるならば効果的な対策であることが実証されている。しかしながら、同一地域で効果的な防除を実施している農地としていない農地が混在する場合は、適切な防除対策を実施している農地にも悪影響を及ぼし、被害を生じさせるおそれがあるため、地域全体での取組が重要である。

ウ 住宅地等への出没及び人身被害

表-8のとおり、イノシシが住宅地等へ出没する事例が発生している。また、表-9のとおり、人身被害例も発生している。

イノシシが住宅地等へ出没する一般的な要因としては、中山間地域の過疎化により管理されない土地が増えたことで、従来中山間地で留まっていたイノシシが、容易に住宅地まで移動できるようになっていることが考えられる。

表-8 県内のイノシシの住宅地等への出没状況

年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
件数※	25件	4件	7件	49件	16件

※同一と思われる個体の連続出没を含む延べ報告件数

表－9 県内のイノシシによる人身被害の発生状況

年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
件数	0件	0件	1件	1件	2件

(3) 錯誤捕獲の発生状況

ア 有害鳥獣捕獲における錯誤捕獲の発生状況

イノシシ、ニホンジカへの捕獲圧が増大するにつれて、他の鳥獣がイノシシ、ニホンジカ用のくくりわな等で錯誤捕獲される事例が発生している。保護を目的として捕獲を規制しているカモシカや、捕獲者側にも危険が及ぶツキノワグマへの対応が課題となっている。

第3次第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ、ニホンジカ）の対象区域である21市町村にイノシシ及びニホンジカの有害鳥獣捕獲における錯誤捕獲の発生状況等についてアンケート調査を行った。錯誤捕獲の発生については、表－10のとおり、5市町村が「発生している」と回答し、16市町村が「発生していない」又は「把握していない」と回答した。

また、表－11のとおり、令和2年度に錯誤捕獲が発生した鳥獣はツキノワグマ、カモシカ、キツネの3種であった。

ツキノワグマ及びカモシカの錯誤捕獲が発生した場合の一般的な対応、錯誤捕獲対応への課題等については、表－12のとおり回答があった。ツキノワグマ、カモシカいずれも、対応の際の従事者の安全確保について課題を感じているという回答が多く見られた。

表－10 有害鳥獣捕獲（イノシシ・ニホンジカ）における錯誤捕獲の発生について

回答市町村数	回答内容
3	発生している(件数を把握している)
2	発生している(件数を把握していない)
14	発生していない
2	把握していない

表－11 令和2年度に錯誤捕獲された鳥獣の種類

回答市町村数	回答内容
3	ツキノワグマ
3	カモシカ
1	キツネ

表-12 錯誤捕獲が発生した場合の一般的な対応と課題等についての回答

鳥獣	錯誤捕獲が発生した場合の一般的な対応	錯誤捕獲の対応について課題を感じていること
ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・猟友会に殺処分を依頼している ・捕獲従事者が殺処分をしている ・銃器による止めさしをしている 	<ul style="list-style-type: none"> ・従事者の危険性 ・従事者の安全性の確保 ・放獣体制の整備
カモシカ	<ul style="list-style-type: none"> ・その場で放獣 ・環境管理事務所が、麻酔吹き矢による捕獲後、放獣。死んでいる場合、市町村で死体処理 	<ul style="list-style-type: none"> ・カモシカの個体数増加 ・従事者の危険性 ・放獣までに時間がかかる ・放獣した個体と同じ場所で再捕獲されることがある

イ 錯誤捕獲の予防及び対応に係る体制の整備

錯誤捕獲を予防するために、行政側は狩猟者や捕獲従事者に対し、毎日わなを見回ること、設置したわなの周辺でツキノワグマ等の生息が確認された場合わなを移動する等、わなを設置する上での基本事項の指導を徹底する。また、発生状況に関する情報を収集・蓄積し、分析することで、錯誤捕獲が発生しやすい条件を明らかにし、得られた知見を錯誤捕獲の発生防止に生かすこととする。

錯誤捕獲が発生した場合の対応は放獣が基本である。ツキノワグマの放獣については、県が委託する高標高地域での管理捕獲では、放獣等を行うこととしているが、そのほかの事案では、放獣等が高度な専門技術を要するため実施可能な主体が限定される上、捕獲後放獣までの間の従事者を含む関係者、近隣住民等の安全性確保の要請、速やかな適切な放獣先の確保等の制約から殺処分が選択されることがある。

また、カモシカについても、放獣までの作業中に従事者が負傷する危険性があり、他県での死亡事案もあることから、より安全に放獣等を行う必要がある。

県全体のツキノワグマ、カモシカ等の錯誤捕獲への対応方法等については、引き続き整備を行っていくこととする。

(4) 第二種特定鳥獣（イノシシ、ニホンジカ）対策に対する予算措置について

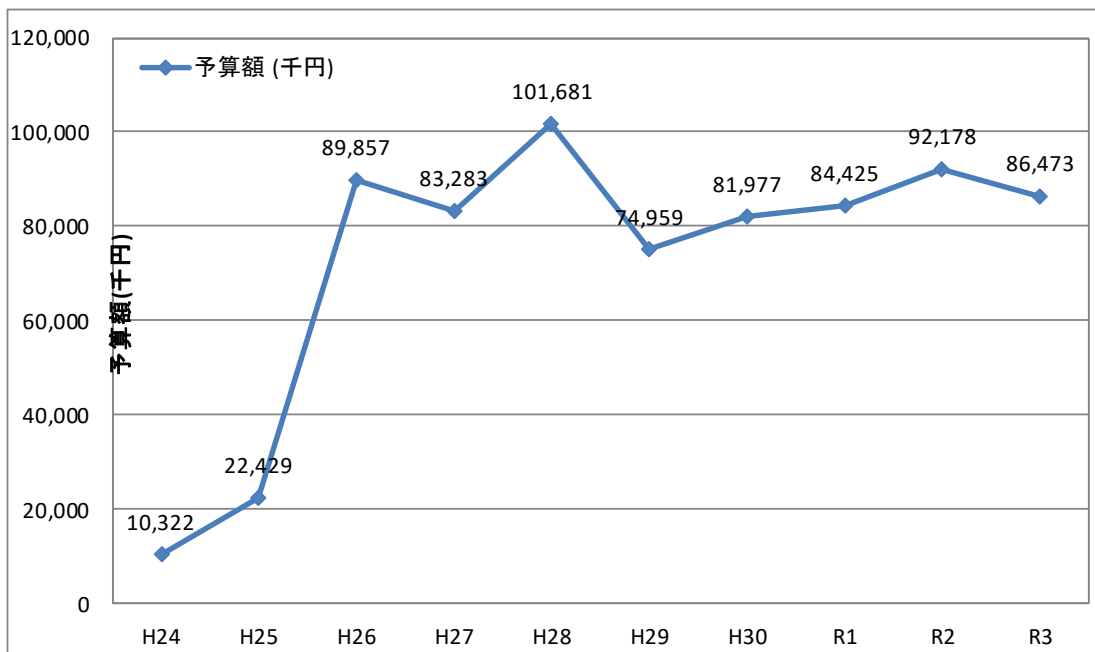
第二種特定鳥獣（イノシシ、ニホンジカ）対策に係る県の予算額の推移について、図-21 のとおり示した（いずれも当初予算）。

図-21 の環境部の予算は特定鳥獣の捕獲の促進、生息状況調査等の個体数管理に係る予算である。

近年の第二種特定鳥獣への予算額の増加が、捕獲等の対策の増強に繋がっており、推定生息個体数が減少に転じたと考えられる。

しかし、限られた予算額及び捕獲の担い手の中で、今後管理の目標を達

成していくためには、生息状況調査等のモニタリングの結果を分析し、より費用対効果の高い地域での捕獲や被害防除対策を講じていく必要がある。



環境部みどり自然課予算(当初予算)

図-21 個体数管理予算の推移(埼玉県環境部)

6 第二種特定鳥獣の管理の目標

(1) 管理の目標

ア 管理地域区分

イノシシは対象区域に広く生息し、分布も連続していることから、地域個体群としての設定は行わない。

イ 管理の目標

自然環境とのバランスがとれた形でのイノシシの個体数管理を目指し、被害が増加する以前の安定した水準にまで農業被害を抑えること及び、これ以上の分布拡大の防止を図ることとする。

農業被害については一度大きく減少したものの、再び増加し、横ばい傾向にある。狩猟及び有害鳥獣捕獲による捕獲頭数は依然として高い水準にある上、新たな地域で捕獲されるなど、生息域の拡大のおそれもある。農業被害の軽減を図り、人とイノシシが安定的に共生できる状態を維持していくためには、捕獲により生息密度を抑制する必要

があるが、併せて地域での一体となった農業被害防除対策を推進することが重要である。

イノシシについては、産子数の変動が激しく、高い精度で生息密度や生息個体数を推定することは困難である。農業被害の低減を目標とする観点から農業被害面積を主たる指標とする考え方もあるが、適切な防除対策が実施された場合、被害面積が減少することが想定されることから、複数の因子により総合的に把握する必要がある。

このため、生息状況調査で得られた生息密度や推定生息個体数に加え、農業被害面積、狩猟及び有害鳥獣捕獲による捕獲頭数、捕獲地域、捕獲効率、目撃効率、住宅街や市街地周辺への出没状況等を指標として生息密度の増減傾向を把握するものとする。

(2) 目標を達成するための基本的な考え方

自然条件下でイノシシと人間が農業被害のない安定した状態で共生できることが望ましいが、中山間地域などでの過疎化や高齢化による耕作地の放棄や里山林の放置、狩猟者の減少等によりイノシシの生息域が拡大したため、人間活動の場と重なり合うようになり軋轢が生じている。

本計画では、このような軋轢を減少させるために管理の目標を設定し、それを達成するための方策を実施していく。更に計画の検証を継続的に実施するとともに、計画の達成状況の点検、評価を行い、本計画に反映させていくものとする。

7 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項

(1) 個体数調整の考え方

個体数調整は、個体数や生息密度を把握した上で、適正な水準を保つようにすることが望ましいが、産子数の変動の大きいイノシシについては高い精度で個体数や密度を推定することが困難である。

このため、生息状況調査で得られた生息密度や推定生息個体数に加え、農業被害の発生区域と面積、狩猟及び有害鳥獣捕獲による捕獲頭数、捕獲地域、捕獲効率、目撃効率等を指標として生息密度の高低や増減傾向を把握し、生息密度の高い地域や増加傾向の地域での捕獲を優先的に実施する。また、特に農業被害を及ぼす個体の低減を図るため、農地周辺における捕獲を促進する。

(2) 個体数管理の目標

イノシシの捕獲頭数は令和2年度には減少に転じたものの依然として

高いレベルにあり、捕獲地域も拡大傾向にあることから、狩猟とともに農業被害の発生状況に応じて有害鳥獣捕獲を実施することにより、生息数及び生息域拡大の抑制を図る。

イノシシについては、環境省及び農林水産省において、生息数を平成23年度の数から令和5年度までに半減させる目標を設定している。県の平成23年度の生息個体数は3,076頭と推定されている。令和元年度の推定生息個体数2,802頭は、ピークである平成26年度4,693頭からは約4割減少し、農業被害は減少に転じたものの依然として発生しており、国の半減目標の水準に近付ける必要があるといえる。

したがって、県は、被害が増加する以前の安定した水準にまで農業被害を抑えること及び、これ以上の分布拡大の防止を管理の目標としていることから、計画終期の令和8年度までに平成23年度の生息個体数の半分の水準とする。

ただし、令和元年度の豚熱の拡大による捕獲頭数の強化及び野生イノシシの感染による減少により、令和2年度の捕獲頭数は、前年度の2,355頭から704頭と3割以下まで減少している。

元来、多産多死であるイノシシの生息数は、年度によって変動幅が大きい傾向があるが、捕捉の難しい豚熱による山中での死亡は、推計上のかく乱要因となっており、今後の推計生息数の変動が大きくなるおそれがある。

そのため、下記のとおり、計画期間中の捕獲目標は、500頭から1,500頭を各年度の目標とし、生息調査等のモニタリングの結果を精査し、見直しの必要が生じた場合には、計画期間内であっても、捕獲目標頭数を見直すこととする。

設定値下限の500頭は、国目標以前の平成23年以前12年間の捕獲水準に近く、1,500頭は捕獲を強化した平成26年度から令和2年度の7年間の捕獲数水準程度であり、計画期間中の変動もこの範囲の程度を見込んでいる。

表-13のとおり、捕獲目標頭数を年度ごとに500頭から1,500頭の間で設定することにより、計画中の令和7年度には半減目標水準まで減少させることが予想され、翌年度の捕獲水準を500頭にしても、生息数は半減目標近辺であり、農業被害を大幅に抑制できると考えられる。

ただし、イノシシについては推定生息個体数が減少しても、一部の個体が農業に甚大な被害をもたらすことがあり、捕獲目標の達成だけでは農業被害が減少しないことがある。電気柵の設置等の被害防除対策も併せて適切に実施し、イノシシを農地に入らせないことも重要である。

表-13 毎年度捕獲目標頭数のとおり捕獲した場合の推定生息個体数の将来予測

	推定生息個体数 (前年度末)	×自然増加率 (1.39)	捕獲目標頭数	推定生息個体数 (当年度末)	備考
令和2年度	2,802	3,895	704	3,191	捕獲は実績値
令和3年度	3,191	4,435	1,200	3,235	
令和4年度	3,235	4,497	1,500	2,997	
令和5年度	2,997	4,166	1,500	2,666	
令和6年度	2,666	3,705	1,500	2,205	
令和7年度	2,205	3,065	1,500	1,565	
令和8年度	1,565	2,176	500	1,676	

※自然増加率（1.39）は令和元年度の推定値による。

（3）個体数管理の方法

ア 狩猟期間の延長

本県における狩猟期間は11月15日から2月15日までとなっているが、狩猟による捕獲圧を高めて生息数の低減を図るため、イノシシの猟期を1カ月延長し、11月15日から3月15日までとする。

ただし、一般の入山者の安全を確保する観点から、2月16日から3月15日までの間の猟法は「わな猟」に限るものとし、銃器の使用は、わなにかかったイノシシの止めさしに限り認める。

イ 有害鳥獣捕獲の実施

狩猟による捕獲は、必ずしも被害実態や生息密度の多寡に応じたものとはならないため、農業被害の実態等を勘案の上、有害鳥獣捕獲を継続する。

また、イノシシが住宅街や市街地周辺に出没し、県民への人身被害等が発生している実態を勘案し、住宅地等への出没に対しては、従来の追払いによる対策に加え、県、市町村、警察等の関係機関が連携し、積極的に有害鳥獣捕獲を実施する。

ウ はこわな等の奨励

狩猟者の高齢化や減少が進む中、銃猟による捕獲は困難になりつつある上、人里近くに出没するイノシシを銃猟により捕獲することは事故の危険性も高まる。また、農業被害の低減のためには、農地及びその周辺に出没する個体を排除することが重要であることから、農地及びその周辺において、はこわなによる捕獲を奨励する。

さらに、農業者であれば事業の被害防止のために狩猟免許を有せず

とも設置できる囲いわなの設置も奨励することとし、地域住民を対象とした研修会の実施などを検討する。

8 被害防除対策に関する事項

イノシシによる農業被害の防止・軽減を図るためには、捕獲により生息数を調整する以上に、農地等への侵入を防止することが重要である。このため、電気柵、ワイヤーメッシュ柵等の侵入防止対策の実施を促進する。

農地周辺の耕作放棄地や放置された里山林がイノシシによる農業被害や生息域拡大の要因の一つとなっていることから、これらの整備は被害防除対策として有効である。このため、電気柵やワイヤーメッシュ柵等の設置に加え、耕作放棄地や里山林の適正な管理について指導、助言を推進する。

特に、これらの防除対策は地域として一体的に取り組むことにより防除効果が発揮されることから、地域の協働対策として実施していく必要がある。

また、イノシシによる人身被害を防止するためには、地域住民に対する広報活動や、山林や河川等への追払いの実施を行う必要がある。

しかし、住宅街等に入り込んだ個体については、追払いをすることにより人身被害が生じるおそれが高いと認められる状況である場合は、県、市町村、警察、狩猟者団体が連携を密に行いながら、積極的に有害捕獲許可による捕獲を実施する必要がある。

捕獲については、箱わなの活用を積極的に図るものとするが、緊急性の高い場合は網等を使った捕獲や、住民の安全確保を行った上での銃による捕獲を検討することとする。なお、銃による捕獲については、警察と密に連携を取りながら適切に実施する必要がある。

9 第二種特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項

鳥獣保護区等の指定により、最低限のイノシシ生息環境の保全を図る。

一方で人間の生活域との棲み分けが出来るようにする観点からも、農地及び集落周辺において耕作放棄地や里山林の適正な管理を促進する。

10 その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項

(1) 捕獲の担い手の確保

野生鳥獣の管理には個体数管理の担い手となる狩猟者を確保することが必要である。現在、狩猟免許所持者は平成初期の約半分程度まで減少しており、より積極的に狩猟者を育成しなければ、個体数管理の担い手が不足し、捕獲を十分に実施出来なくなるおそれがある。

現在、県は狩猟免許を取得しようとする者を対象とした講習会、狩猟初

初心者向けの研修会及び巻狩りによる捕獲の実践研修会といった捕獲の担い手を確保するための研修会を開催している。

今後も、狩猟者団体や関係地方公共団体等と連携して、狩猟初心者向けの研修会等のあり方について適宜見直しや拡充を図り、捕獲の担い手の確保、育成に努めることが必要である。また、より広域での個体数調整に対応できるように、関係市町村において捕獲隊の設立など体制の整備を進めるものとする。

また、住宅街や市街地周辺に出没したイノシシを捕獲するためには、狩猟者団体との密接な連携が必要である。今後、住宅地等への出没個体の捕獲体制の整備に向けて検討を行うものとする。

(2) モニタリング等の調査研究

イノシシの管理を的確に推進するとともに、今後の防除対策に役立てるため、狩猟及び有害鳥獣捕獲による捕獲数、捕獲位置、農業被害の発生状況等に関する情報を定期的に把握する。

また、イノシシの生息状況及び個体数推定調査を継続的に実施し、より精度の高い生息状況等の把握に努める。

また、有害鳥獣捕獲個体を対象に実施している個体分析調査を継続し、性別、体長、体重等の個体データの収集、分析に努める。

加えて、より効果的な防除技術や効率的な捕獲技術の開発や研究を推進する。

(3) 計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、地域住民はもとより、幅広い関係者の理解と協力を得ることが不可欠である。このため、関係行政機関、農林業団体、猟友会、その他関係団体等の相互の連携を密にし、合意形成を図りながら各種対策を推進する（図-23）。

市町村においては「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づく鳥獣被害防止計画の策定に努めるものとする。

また専門的な見地から、本計画の遂行状況、モニタリング調査等の調査結果を分析・評価するとともに、計画の見直し等を検討するため、有識者、関係団体、行政関係者からなる特定鳥獣保護管理検討委員会を、毎年度開催する。

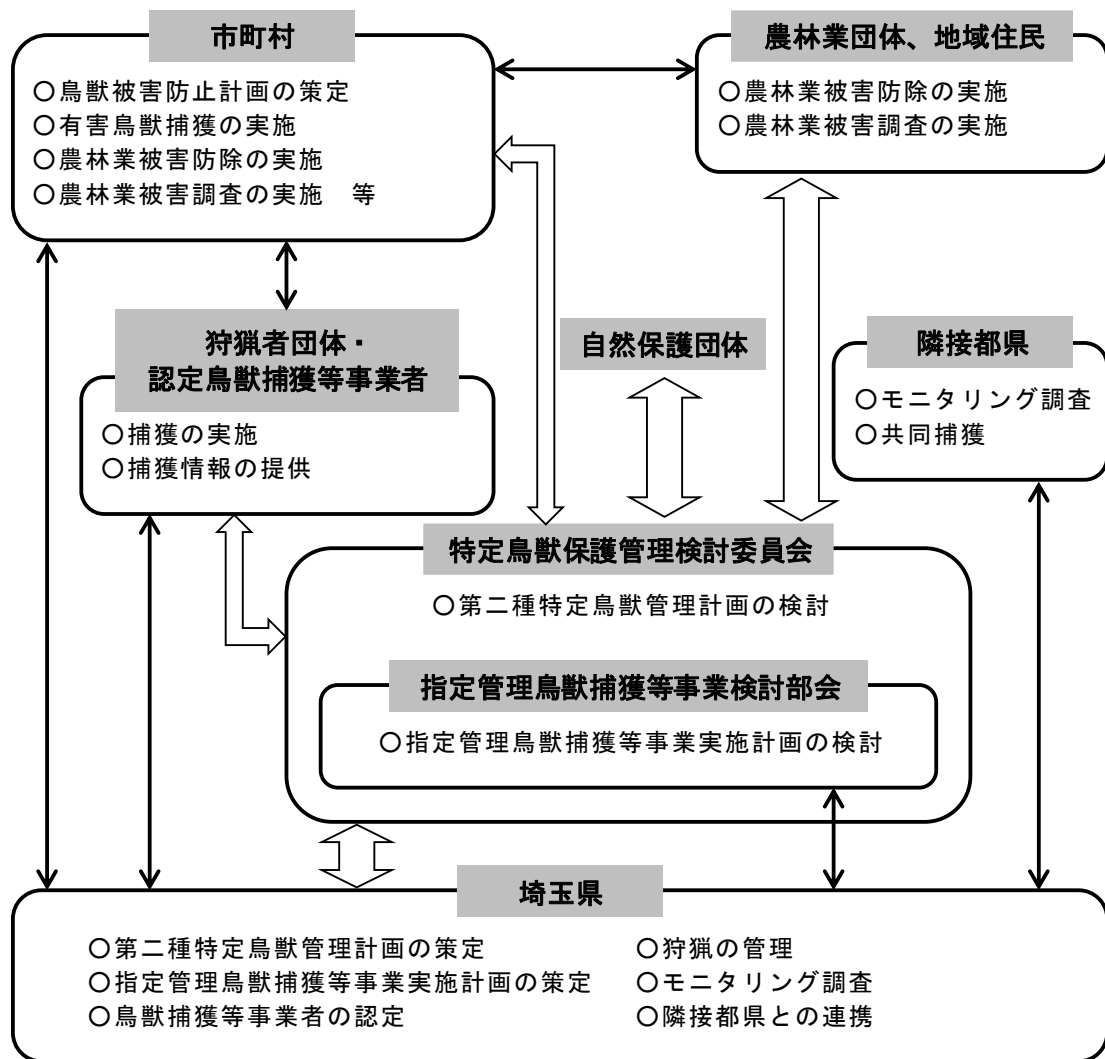


図-23 計画の推進体制

(4) 感染症等への注意喚起、対策等

ア ダニ媒介等の感染症

イノシシの捕獲作業や解体作業等に伴い、ダニ媒介等の感染症に感染する危険性があることから、狩猟者や捕獲従事者等に対し、感染防止のため作業時にダニに刺されにくい服装とする等の注意喚起を、狩猟者登録や捕獲事業の開始等の機会をとらえて行うこととする。

イ 豚熱 (CSF)

捕獲作業等に伴い、野生イノシシに接触することにより狩猟者や捕獲従事者が豚熱 (CSF) ウイルスを拡散することがないように、適切な防疫措置について注意喚起する。

ウ 新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、狩猟者や捕獲従事者に対する研修会等を開催する場合には、WEBの活用を検討するとともに、消毒やマスクの着用、換気等の必要な対策を実施する。

(5) 狩猟者のルールの徹底

県は、捕獲個体の放置や柵などで囲まれた土地又は作物のある土地への無断侵入などが発生しないよう、狩猟免許更新講習等の機会を活用し、狩猟者へルールの徹底についての周知を図っていく。